

2001.1.12 制定

AMS 研究協会 会則

第 1 章 総則

第 1 条

本会は AMS 研究協会〔The Japan Society for Accelerator Mass Spectrometry (AMS) Research〕とする。

第 2 条

本会は日本における AMS および関連分野の研究を促進するとともに、会員相互の交流及び国際的交流を図り、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条

本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員相互の情報交換
2. 学術的会合の開催
3. 会報等の出版物の刊行
4. その他前条の目的を達成するために必要な事項

第 4 条

会則の実行に必要な細則は、運営委員会の議によって定め、総会に報告される。

第 2 章 会員

第 5 条

本会の活動に参加する会員は、次に掲げる正会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

1. 正会員は、AMS 及び関連分野の研究に興味を持つ個人。
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人あるいは団体。
3. 名誉会員は、会員により推薦され運営委員会において認められた個人。

第 3 章 役員

第 6 条

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 運営委員 8 名以内
3. 会計監査 2 名程度

第 7 条

会長は細則に定める方法に従い、会員の投票により正会員の中から選出される。

第 8 条

会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び運営委員会を招集する。

第 9 条

運営委員会は会員の投票により正会員の中から選出される。

第 10 条

運営委員会は会長が兼任する。

第 11 条

会長、運営委員、事務局代表で構成される運営委員会は、本会の運営に関する審議を行う。

第 12 条

会計監査の選出は 正会員の互選による。

第 13 条

会計監査は、協会に関する収入、支出が正当に運用されていることを監督する。

第 14 条

会長、運営委員及び会計監査の任期は 2 年とし、いずれも再任を妨げない。

第 4 章 総会及び運営委員会

第 15 条

総会は年 1 回開かれ、本会運営の基本方針の決定を行う。総会の議長は出席会員の互選による。

第 16 条

総会の議題は、会長が提出する。

第 17 条

総会は出席会員数と委任状の合計が会員数の 1/5 以上の時に成立する。

第 18 条

総会での議決は出席会員数の過半数による。

第 19 条

運営委員会は、総会の決定した基本方針に基づき、本会の運営方針を決定し、その実行を会長及び常任幹事に委嘱する。

第 20 条

運営委員会は出席委員数と委任状の合計が委員総数の半数以上の時に成立する。

第 21 条

運営委員会は必要に応じて、各種の委員会を設置することができる。

第 5 章 事務局および常任幹事会

第 22 条

本会に事務局を置き、本会に於ける事務的業務を行う。

第 23 条

事務局は、運営委員会の議を経て、その設置機関を移動することができる。

第 24 条

事務局代表は、事務局が置かれた機関の会員の中から、運営委員会の指名を受けて選任される。

第 25 条

常任幹事は、事務局代表の指名を受け運営委員会の承認を経て選任される。

第 26 条

事務局代表および常任幹事の任期は 2 年とし、いずれも再任を妨げない。

第 27 条

常任幹事は、運営委員会の決定に基づいて、庶務、行事、会計、会報などの編集、その他の業務を行う。また、運営委員会に出席し、業務報告を行う。

第 28 条

事務局代表および常任幹事により構成される常任幹事会は、各種の委員会を設けることができる。

第 6 章 会計

第 29 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 30 条

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入による。

第 31 条

本会の決算は、会計監査の意見を付して会員に報告し、その承認を得なければならない。

い。

第7章 会則の変更

第32条

会則の変更は、運営委員会の議を経て、総会における議決によって行う。変更には総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

付則

この会則は2001年1月12日より施行する。

【細則】

第1章 会員

第1条

本会に入会する際には、事務局が用意する所定の用紙に必要事項を記入し、常任幹事会へ提出する。入会の可否は、常任幹事会で審査し、運営委員会が決定する。

第2条

会員は速やかに所定の会費を納入する。

第3条

本会を退会しようとする者は、その旨を書面で事務局へ提出の上、承認を受ける。

第4条

会費を理由無く2年以上滞納した者は退会したものとみなす。

第5条

会員が本会の名誉を著しく損じまたは目的に反する行為があった時には、運営委員会の議決を経てこれを除名することができる。

第6条

常任幹事会は会員名簿を整備し、定期的に更新する。

第2章 会費

第7条

会員は以下の会費を各年度初頭に納入しなければならない。

正会員（一般会員） 3,000 円

正会員（学生会員） 1,000 円

賛助会員 年額（一口） 20,000 円

ただし、学生会員とは 大学学部学生、大学院生などで、常任幹事会で認められた者をいう。

第8条

会費は、事務局が徴収・管理し、通信費、会報印刷費、各種委員会経費への補助などに使用される。

第9条

既納会費は理由の如何を問わず返却しない。

第3章 役員の選出

第10条

会長の選出は無記名单記、運営委員の選出は無記名3名連記、会計監査の選出は無記名单記の投票による。運営委員は上位より当選とし、同票数で定員を超えた場合は、これを含めない。その結果、当選者が5名に満たないときには、会長の裁量に委ねる。

第11条

投票は、総会における直接投票あるいは郵便または電子メールによる投票とする。

第12条

会長、運営委員、会計監査の選出は、事務局構成員以外の会員1名による選挙監理委員の立ち会いのもとで行う。

第4章 総会

第13条

会長は総会開催の日時、場所、及び議題を開催期日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

第5章 学術的会合

第14条

日本に於けるAMS研究の現状を把握し、会員相互の親睦を図るために、年に一度「AMSシンポジウム」を開催する。

第15条

次回の「AMSシンポジウム」の開催地は、日本のAMS研究機関の中から運営委員会が選定し、総会に於いて報告される。

第16条

次回の「AMSシンポジウム」の開催時期、期間は、開催機関が決定し、早い時期に会員に報せる。

第17条

シンポジウム開催の必要経費には、シンポジウム参加費および協賛寄付が充てられる。

第18条

「AMSシンポジウム」開催後、開催機関は要旨集を出版し、参加者および希望者に配布する。

第6章 会報

第19条

本会の活動報告、各種予定事項、トピックスなどの情報提供を目的として、事務局は年に数回、会報を出版し、会員に配布する。

付則

この細則は2001年1月12日より施行する。

但し、会費に関する事項の変更は、運営委員会の議を経て、総会における議決によって行う。変更は総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

2002年1月12日の第2回総会において、「会費はしばらく徴収しないこととする。(必要なときには、運営委員のカンパに拠ることとする)」との議決があり、当面の間、会費は徴収しない。